

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 新郷村

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
291	1,481	86	1,859

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	備考
一般会計	2,492	2,399	93	82	65	3,637	208	
公共用地取得事業特別会計	0	0	0	0	0	0	0	
一般会計等	2,492	2,399	93	82	65	3,637	208	実質赤字額

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。
 ※②が負数の場合のみ

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	535	449	86	86	83	0	0	
国民健康保険診療所特別会計	121	121	0	0	41	0	5	
老人保健特別会計	40	40	0	0	2	0	0	
介護保険特別会計	377	361	16	16	66	0	0	
後期高齢者医療特別会計	29	29	0	0	11	0	0	
簡易水道特別会計	38	38	0	0	18	200	123	
特定環境保全公共下水道特別会計	132	132	0	0	75	1,240	1,120	
農業集落排水事業特別会計	40	40	0	0	20	292	264	
介護サービス事業特別会計	15	15	0	0	15	68	68	
公営企業会計等計				102		1,800	1,580	連結実質赤字額

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	左のうち一般会計等負担見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
八戸地域広域市町村圏事務組合	9,007	8,823	184	154	0	52	5,298	7	
八戸地域広域ふるさと市町村圏基金特別会計	61	61	0	0	0	52	0	0	
田子高原広域事務組合	24	22	2	2	0	0	52	3	
三戸郡福祉事務組合	716	671	46	46	0	15	205	11	
三戸郡町村会館管理組合	26	24	2	2	0	3	0	0	
十和田地域広域事務組合	3,654	3,553	102	102	0	0	1,198	18	
十和田地区環境整備事務組合	369	348	21	21	0	6	0	0	
青森県市町村総合事務組合	854	842	12	12	0	1	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	533	419	104	104	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	115,547	111,774	3,773	3,771	0	596	0	0	
青森県市町村職員退職手当組合	16,185	16,184	1	1	0	0	0	0	
青森県交通災害共済組合	223	208	15	15	0	0	0	0	
一部事務組合等計				4,230	0		6,753	39	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
(財)新郷村ふるさと活性化公社	△ 2	△ 23	8	0	30	-	0	0	
地方公社・第三セクター等計			8	0	30	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	12	47	35
減債基金	28	3	△ 25
その他充当可能基金	53	53	0
充当可能基金計	93	103	10

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	4.04	4.41	0.37	△ 15.00	△ 20.00	簡易水道会計	2.2	2.4	0.2
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	8.21	9.92	1.71	△ 20.00	△ 40.00	特定環境保全公共下水道会計	1.3	1.9	0.6
実質公債費比率	22.5	22.2	△ 0.3	25.0	35.0	農業集落排水事業会計	7.2	8.7	1.5
将来負担比率	210.7	190.7	△ 20.0	350.0					
財政力指数	0.14	0.14	0.00						
経常収支比率	95.4	91.6	△ 3.8						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 ⑤}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ⑧}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ⑬} - \text{充当可能財源等 ⑭}}{\text{標準財政規模 ①} - \text{算入公債費等の額 ⑮}}$$

$$\begin{aligned} \text{将来負担額} &= \text{③} + \text{④} + \text{⑦} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{公的信用保証等に係る損失補償見込額} && \text{(百万円)} \\ &= \text{920 (百万円)} + \text{0 (百万円)} && \text{6,383} \\ &&& \text{⑬} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{充当可能財源} &= \text{充当可能基金 ⑫} + \text{充当可能特定歳入} + \text{標準財政需要額算入見込額} && \text{(百万円)} \\ &= \text{0 (百万円)} + \text{3,442 (百万円)} && \text{3,544} \\ &&& \text{⑭} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{算入公債費等の額} &= \text{371 (百万円)} \\ &&& \text{⑮} \end{aligned}$$

7 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

(1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	—	一般会計の実質的な赤字を示す比率であり、新郷村は実質収支が黒字であり、実質赤字比率がなしです。
②連結実質赤字比率	—	すべての会計の赤字や黒字を合算(連結)し、新郷村全体としての赤字の程度を指標化し、新郷村全体としての財政運営の深刻度を示すもので、新郷村は連結実質赤字がゼロで、実質赤字比率がなしです。
③実質公債費比率	22.2%	実質公債費比率については早期健全化基準に比べて2.8ポイント下回っており、前年度と比較し、0.3ポイント減少しており、地方債の協議制の下で許可団体となる基準の18%よりも4.2ポイント上回っている。比率が悪化した要因としては公債費充当一般財源等額は年々減少しているものの、特定環境保全公共下水道などの公営企業の地方債償還財源繰入金に係るものなどにより、実質公債費比率が高くなっている。今後は公債費充当一般財源等額の減少により比率は低くなっていくものと思われる。
④将来負担比率	190.7%	将来負担比率については早期健全化基準に比べ159.3ポイント下回っている。比率について当村は将来負担額として地方債の現在高、公営企業債等の繰入見込額、退職手当負担見込額があり、また、充当可能財源等として充当可能基金の残高が少額のため、比率が高くなっている。今後のにおいては地方債残高の減少等により、減少していくものと思われる。
⑤資金不足比率		
簡易水道特別会計	—	平成16年に使用料を20%見直し、また毎年加入率の向上に努めてきました。さらには徹底的な経常経費の節減に取り組んだ結果、資金不足額がありません。今後においても経常経費の節減に努める。
特定環境保全公共下水道特別会計	—	毎年戸別訪問を実施し、加入率の向上に努めてきました。また、徹底的な経常経費の節減に取り組んだ結果、資金不足額がありません。今後においても加入率の向上や経常経費の節減に努める。
農業集落排水事業特別会計	—	毎年戸別訪問を実施し、加入率の向上に努めてきました。また、徹底的な経常経費の節減に取り組んだ結果、資金不足額がありません。今後においても加入率の向上や経常経費の節減に努める。

(注)1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「—」と表示している。

2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「—」と表示している。

(2) 今後の対応方針

新郷村においては「実質公債費比率」が22.2%となっており、早期健全化基準より低くなっているが、地方債の協議制の下で許可が必要な18%以上となっている。公債費負担適正化計画に基づき、極力新規地方債を抑え、実質公債費比率の適正化に努める。